

議会改革推進委員会の検討結果について（前期報告）

平成29年1月

羽村市議会 議会改革推進委員会

目 次

I	はじめに	2
II	検討した項目	3
	1 一定の結論が出た項目	
	2 検討した結果、継続調査、現行どおり等となった項目	
III	今後検討を予定している項目	4
IV	一定の結論が出た項目	5
	1 議会からの情報発信	5
	(1) ホームページについて	
	(2) インターネット中継について	
	(3) 傍聴規則の見直しについて	
	(4) 議員全員協議会の公開について	
	(5) 議会だよりについて	
	2 議会における調査・研究	6
	(1) 会議規則の改正（第2条 欠席の届出）について	
	3 本会議の運営	7
	(1) 正副議長等の選挙について	
	(2) 予算審査特別委員会設置の手續について	
	4 委員会等の運営	7
	(1) 特別委員会の新規・内容の検討について	
	5 その他の項目	8
	(1) 羽村市議会発文書のファイル化について	
	(2) 年次報告の義務化について	
	(3) 会派控え室について	
V	検討した結果、継続調査、現行どおり等となった項目	9
VI	審議経過、委員名簿	1 2
VII	羽村市議会改革推進委員会要綱	1 4

I はじめに

羽村市議会では、平成16年に議会改革検討委員会を設置し、第1次となる改革を実施しました。その後も、第5次にわたって継続的に改革を推進し、これまで着実に成果をあげてきました。

平成12年に地方分権一括法が施行され、国からの機関委任事務が廃止されて以来、今日、地方自治体には自主・自立、自己決定・自己責任による行政運営が求められています。

また、議会をめぐっては、地方自治法の改正が逐次行われており、議会の果たす役割はますます重要になってきています。このような状況の中、本委員会は第6次の改革に向けて、議長からの諮問を受け、地方分権時代にふさわしい議会運営のあり方について、調査・検討を行ってきました。

検討にあたっては、各会派から改革が必要であると考えられる事項について提案を受け、議会に対する市民の理解をより深められるよう議会から情報発信することが必要であること、議会をさらに市民に開かれたものにするための2つの視点を柱として、改革のテーマに据えました。

また、今次初めての試みとして全議員の参加のもとに検討を進め、全会一致を基本原則に提案事項について討議・整理を行い、検討すべき項目を定めました。このことにより、課題を各会派に持ち帰って検討することなく、迅速な課題解決が図られたほか、全議員による活発な討議を通じて「開かれた議会」について共通理解を深めることができました。

これらの検討すべき項目については、内容に応じて1年から2年を目途に解決すべき課題を「短期」・「中期」に、2年を超え現職議員の任期である4年を目途に解決すべき課題を「長期」に分類し、検討を重ねてきました。

そこで、検討項目のうち短期及び中期の検討期間としたものについて結論を得ましたので、前期報告としてとりまとめ、ここに提出するものです。

長期の検討項目及び継続調査等が必要とした項目については引き続き検討を重ね、次期役職改選前の平成29年度当初を目途に、それまでの検討結果をとりまとめて報告する予定です。

以降の検討については、役職改選後の新たな構成メンバーで取り組むこととなりますが、後期報告（最終報告）として答申するまで継続して鋭意検討していくことを全議員で確認しております。

議長におかれては、この報告に基づき、実現に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

なお、意見の一致を見ず現行どおりとした項目、継続調査が必要であるとした項目、再検討が必要とした項目などについては、Ⅱ－2及びⅤに、今後検討を予定している「長期」の事項についてはⅢに、一覧にまとめ掲載しましたのであわせて報告いたします。

II 検討した項目

1 一定の結論が出た項目

分類	提案事項	検討期間	報告区分
議会からの情報 発信	◎ホームページについて	短期	前期
	◎インターネット中継について	短期	前期
	傍聴規則の見直しについて	短期	前期
	議員全員協議会の公開について	短期	前期
	議会だよりについて	中期	前期
	「議会だより編集委員会」の名称変更について		
	テレビはむらの利用について		
議会だより発行の時間短縮化について			
議会における調査研究	会議規則の改正（第2条 欠席の届出）について	短期	前期
本会議の運営	正副議長等の選挙について	短期	前期
	予算審査特別委員会設置の手續について	短期	前期
委員会等の運営	特別委員会の新規・内容の検討について	中期	前期
その他の事項	羽村市議会发文書のファイル化について	短期	前期
	年次報告の義務化について	中期	前期
	○会派控え室について（IT環境の整備）	中期	前期
	○（会派控え室整備）		

凡 例：◎＝平成29年度予算要望事項 ○＝平成30年度以降予算要望事項

2 検討した結果、継続調査、現行どおり等とした項目

分類	提案事項	検討期間	報告区分
議会からの情報発信	議会報告会の実施について	中期	前期
	議会だよりについて	短期	前期
	インターネットの活用について		
	「ぎかいのトビラ」へのAR（拡張現実）の表示について		
	議会だよりにより再質問の内容を掲載することについて		
	議事録発行の時間短縮化について	中期	前期
	障害者等に配慮した情報提供のあり方について	中期	前期
議会における調査研究	議会のペーパーレス化とタブレットの導入について	中期	前期
	議員の育児休暇、介護休暇のあり方について	中期	前期
本会議の運営	正副議長等（監査委員）の選挙について	短期	前期
	会議の開始時刻について	短期	前期
委員会等の運営	請願・陳情の取り扱いについて	短期	前期
	委員会における請願者・陳情者の発言について	中期	前期
その他の事項	子ども議会の開催について	中期	前期
	手話通訳の導入について	中期	前期
	羽村市表彰条例における議員の表彰規定の削除について	中期	前期
	会派の視察報告について	中期	前期
	議場コンサートの実施について	中期	前期
	議場での写真撮影について	中期	前期

Ⅲ 今後検討を予定している項目

分類	提案事項	検討期間	報告区分
議会における調査研究	議会基本条例の制定	長期	後期
	会議日程について	長期	後期
議会の機能強化	議会通年開催の検討	長期	後期
	議会事務局機能の強化	長期	後期
委員会等の運営	委員会の活性化・定例化	長期	後期
	予算案・決算以外の市長提出議案の委員会付託	長期	後期
その他の事項	国旗、羽村市旗の掲示について	長期	後期

IV 一定の結論が出た項目

1 議会からの情報発信

(1) ホームページについて

羽村市議会のホームページの中で、各委員会の視察報告や「ぎかいのトビラ」での市民インタビューの様子などの動画配信を行うことについて検討を行った。

検討結果

- 動画配信が可能なコンテンツから実施していくことを提言する。

議会活動を市民にわかりやすく、同時に身近なものとして周知していくためには、ホームページの充実は重要であることから、現在所有する機材を有効活用することによって動画配信が可能なコンテンツから早期に実施していくことを提言する。

(2) インターネット中継について

現在、羽村市議会のホームページ上でインターネット中継を実施しているが、即時性・利便性を生かして議会情報を積極的に発信する必要があることから、スマートフォンなどの全端末への配信拡大に向けて検討を行った。

検討結果

- スマートフォンなどの全端末への配信拡大を提言する。

議会の審議状況等をさまざまな広報媒体を活用して情報発信していくことは、議会に対する市民の関心を深め、理解を促進するためにも非常に重要である。

今日、スマートフォンなどの情報端末の普及はめざましいものがあり、しかもパソコンを使用しなくても場所や時間を選ばずに視聴が可能であることから、全端末への配信拡大を提言する。

(3) 傍聴規則の見直しについて

より傍聴しやすくなるよう、傍聴受付の際に記載する傍聴人名簿に個人情報などを記載しなくてもよいようにすることについて、傍聴人を把握する必要性及び個人情報保護の観点から検討を行った。

検討結果

- 傍聴人名簿に個人情報の目的外使用をしない旨を明記した。

傍聴人名簿への個人情報等に記載については、現行どおり個票に記載とすることとしたが、記載した住所・氏名は傍聴受付事務以外の目的には使用しない旨を明記することとした。**検討結果を反映させ実施済**

(4) 議員全員協議会の公開について

市民に開かれた議会をさらに進めるためには、すべての会議を公開することが必要であるとの観点から、議事録の公開もあわせて検討を行った。

検討結果

- 議員全員協議会を地方自治法に定める議案の審査又は議会の運営に関し協議又は

調整を行うための場として会議規則に位置づけることを提言する。

議員全員協議会は、市政全般に関わる事項や議会運営に関する事項などを協議するため、全議員で行う会議であるが、今まで正規の会議として会議規則に位置づけられていなかった。平成20年の地方自治法の一部改正により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとされたことから、議員全員協議会のあり方や内容について見直し、会議規則へ位置づけていくことを提言する。今後、開かれた議会を推し進め、市民に議会を身近なものとして捉えていただくことは非常に重要であることから、公開に向けて、議会の権限の及ぶ範囲において対象となる会議の内容等について精査するとともに、公開の方法等について検討していくこととする。

(5) 議会だよりについて

議会だよりは、平成26年2月15日発行第101号からタイトルも「ぎかいのトビラ」として全ページカラー刷りとなり、紙面も刷新したところである。

これによって市民からは一定の評価をいただいているが、市民に開かれた議会を進めるためには、議会だよりをさらに充実させ積極的に情報発信していくことが必要であるとの観点から、さまざまな情報媒体の活用も視野に入れて検討を行った。

検討結果

○ 議会だよりの充実について「議会だより編集委員会」で検討することとし、以下のとおり検討結果を得た。

① 「議会だより編集委員会」の名称を「広報委員会」と名称変更した。

平成28年1月名称変更済

② CATVを通じて市が市民に対してさまざまな情報を提供しているテレビはむらの利用については、議会開催時の映像をもとに30秒PR的な形で利用することとし、内容については広報委員会で検討することとした。

平成28年6月定例会から撮影を開始し、現在編集作業中

③ 議会だより発行の時間短縮化については、議会閉会后1か月での発行を目指すこととした。**平成28年2月1日発行110号から試行実施済**

2 議会における調査研究

(1) 会議規則の改正（第2条 欠席の届出）について

女性の社会参画をさらに推進するため、女性議員の出産に伴う欠席事項を加えることについて、男女共同参画の視点から検討を行った。

検討結果

○ 羽村市議会会議規則第2条に女性議員の出産に伴う欠席事項を追加した。

羽村市議会会議規則第2条を、女性議員が出産のため会議に出席できないときは、あらかじめ欠席届を提出することができるように改正した。

平成27年9月定例会で議決・改正済

3 本会議の運営

(1) 正副議長等の選挙について

正副議長及び監査委員の選挙については、従来、議員総会において被推薦人を投票により決定し、本会議において被推薦人を指名推選して決定していた。

これまでの選挙方法を見直し、これを本会議において選出することについて、他市の実施状況を調査し、羽村市にふさわしい市民に開かれた正副議長等の選挙のあり方の観点から検討を行った。

検討結果

- 正副議長の選挙を次回の改選から本会議において公開とするよう提言する。

正副議長の選挙について調査した結果、地方公共団体における議会の正副議長については公職選挙法に規定する立候補制が認められていないことから、次回の改選から本会議開会前に正副議長を志す者が所信を表明する場を設けて所信表明を行った後に、本会議において投票による選挙を行って決定するよう提言する。

なお、監査委員の選挙については、引き続き継続調査とする。

(2) 予算審査特別委員会設置の手續について

予算審査特別委員会の設置について、従来本会議を一時休憩して特別委員会設置及び正副委員長を選任を行っていたが、議会運営の効率化を図る観点から検討を行った。

検討結果

- 予算審査特別委員会の設置手續を簡素化した。

予算審査特別委員会の設置及び正副委員長を選任について、各年度において初めて開催される定例会において決定し、同一年度内においては決定内容を議長から本会議の中で口頭報告することとした。**平成 28 年 9 月定例会から実施済**

4 委員会等の運営

(1) 特別委員会の新規・内容の検討について

現在、特別委員会には「多摩都市モノレール建設促進特別委員会」と「基地対策特別委員会」の2つの委員会があるが、さまざまな行政課題に対応するため必要十分であるかどうかという観点から、特別委員会のあり方に立ち返って、新規の特別委員会の設置及び内容について検討を行った。

検討結果

- 「基地対策特別委員会」はそのまま存続させ、「多摩都市モノレール建設促進特別委員会」は「多摩都市モノレール建設促進及び公共交通特別委員会」と名称変更することを提言する。

「基地対策特別委員会」については、米軍横田基地を抱える自治体として、その存在は安全保障、市民生活等に与える影響は極めて大きいことから、専任的に取り組む必要があるため、現行どおり存続することを提言する。

多摩都市モノレールについては、さらにその整備促進に向けて取り組む必要がある。また、鉄道やバス路線等の公共交通機関の充実や、自転車を含む総合的な交通対策、

安全対策がクローズアップされてきていることに鑑み、「多摩都市モノレール建設促進特別委員会」は「多摩都市モノレール建設促進及び公共交通特別委員会」と名称変更することを提言する。

5 その他の項目

(1) 羽村市議会発文書のファイル化について

「羽議発第〇号」という文書をファイル化して、いつでも見られるようにすることについて、事務の効率化の観点から検討を行った。

検討結果

- 羽村市議会発文書のファイル化を行った。
文書のファイル化を行い、閲覧の迅速化を図った。平成 27 年 11 月実施済

(2) 年次報告の義務化について

羽村市長期総合計画実施計画に掲載された事業の達成度報告をする機会を設けることについて、決算審査時における達成度の確認、審議精度の向上の観点から検討を行った。

検討結果

- 市長部局に行政評価の早期公表を要請し、決算審査での活用を実現した。
市長部局において、羽村市長期総合計画実施計画掲載事業の行政評価の結果を公表しているが、決算審査前の公表を要請した結果、平成 28 年 9 月定例会における決算審査に活用することが可能になった。平成 28 年 9 月定例会決算審査から実施済

(3) 会派控え室について

執務環境及び利便性の向上の観点から、会派控え室のあり方を抜本的に見直して4年（2年）ごとに変動する会派名、所属議員数に応じて対処できるようにすることについて、庁舎全体のスペース、現状の執務環境及び応接室の利用状況を把握するとともに、他自治体の会派控え室を調査し、検討を行った。

検討結果

- 当面は会派控え室等のIT環境の整備によって対応し、庁舎スペース及び会派控え室のあり方等については、継続して検討することを提言する。
現状の会派控え室をより利用しやすいように変えることについて、意見調整の結果、庁舎スペース及び会派控え室のあり方等について継続して検討し、市長部局に要望していくことを提言する。また、当面、執務環境の向上を図るために、会派控え室等におけるIT環境を整備することを提言する。

V 検討した結果、継続調査、現行どおり等とした項目

分類	提案事項	検討結果	検討内容	検討期間
議会からの 情報発信	議会報告会の 実施について	再検討	現在、議会だよりに常任委員会行政視察の内容を掲載して周知しているが、他市の実施状況及び過去に行っていた常任委員会行政視察報告の状況等を踏まえ、インターネット等を利用しての情報発信を含めて検討した結果、さらに情報収集したうえで最終報告を目途に再検討することとした。	中期
	議会だよりに ついて		広報委員会で検討した結果については、以下のとおりである。	短期
		継続調査	① インターネットの活用については、継続調査していくこととした。	
		実施に向け検討	② 「ぎかいのトビラ」にAR（拡張現実）を表示し、関連する詳細情報へのアクセスを簡略化することについては、先進的事例を参考としながら実施に向けて検討することとした。	
	継続調査	③ 議会だよりに再質問の内容を掲載することについては、議会だより発行時間短縮が実現した後に、掲載スペース、編集会議の方法等を勘案して継続して調査することとした。		

分 類	提案事項	検討結果	検 討 内 容	検討期間
議会からの 情報発信	議事録発行の 時間短縮化に ついて	継続調査	議事録発行時間短縮については、意見調整の結果、他市の実施状況や時間短縮に役立つソフト等の調査を継続することとした。	中 期
	障がいのある 方等に配慮し た情報提供の あり方につい て	継続調査	音声文字変換システムの導入、テレビはむらやWebでの文字表示を行うこと、手話通訳の導入については、意見調整の結果、「広報委員会」において先進事例等を調査したうえで検討を継続することとした。	中 期
議会におけ る調査研究	議会のペーパ ーレス化とタ ブレットの導 入について	継続調査	タブレットによるペーパーレス化について、導入済の自治体を視察するなど鋭意研究を行ったが、導入にあたっては賛否両論があり、意見の一致を見なかった。当面は、必要経費を把握するとともに、情報共有やスケールメリット等の視点から市長部局とあわせて引き続き研究していく必要がある。	中 期
	議員の育児休 暇、介護休暇 のあり方につ いて	継続調査	男女を問わず議員の育児休暇、介護休暇を条例等で明文化することについては、意見調整の結果、他市の実施状況等を調査したうえで引き続き検討することとした。	中 期
本会議の運 営	正副議長等の 選挙（監査委 員）について	継続調査	監査委員を本会議において選出するよう議会条例に盛り込むことについては、意見調整の結果、他市の実施状況を調査したうえで羽村市議会にふさわしい方法を引き続き検討することとした。	短 期
	会議の開始時 刻について	現行どおり	会議の開始時刻を原則午前9時30分から始めることについては、他市の実施状況等を調査した結果、現行どおりとすることとなった。	短 期

分 類	提案事項	検討結果	検 討 内 容	検討期間
委員会等の運営	請願・陳情の取り扱いについて	現行どおり	請願・陳情について、相当の理由がない場合以外は原則として委員会付託とするよう明文化することについては、意見調整の結果、現行どおりとすることとなった。	短期
	委員会における請願者・陳情者の発言について	現行どおり	委員会において請願・陳情審査の際に請願者・陳情者が出席して意見陳述等の場を設けることについて、他市の実施状況を調査して検討したが、賛否両論があり、意見の一致を見なかった。	中期
その他の事項	子ども議会の開催について	現行どおり	議会主催による子ども議会を毎年1回開催することについては、他市の実施状況及び過去の実績等を踏まえ検討したが、意見の一致を見なかった。	中期
	羽村市表彰条例における議員の表彰規定の削除について	現行どおり	羽村市表彰条例から議員の表彰規定を削除することについては、意見の一致をみなかった。	中期
	会派の視察報告について	現行どおり	議員全員協議会で会派の視察報告を行うことについては、意見調整の結果、本市議会議員が18人であり議員間交流も容易であることから、必要に応じ各自で情報交換することにより対応することとした。	中期
	議場コンサートの実施について	継続調査	議場コンサートの実施については、意見調整の結果、議会改革とは切り離して別途他市の実施状況等を調査したうえで研究することとなった。	中期

分類	提案事項	検討結果	検討内容	検討期間
その他の事項	議場での写真撮影について	現行どおり	議場での写真撮影を可能とすることについては、意見調整の結果、議会会期中、議会が終了した後に議長の許可を得たうえで写真撮影ができることとした。	中期

VI 審議経過、委員名簿

(審議経過)

回数	開催日	審議内容
第1回	平成27年6月16日	委員会要綱の制定、正副座長の互選、議長からの諮問、議会改革のこれまでの経過、各会派提案事項等
第2回	平成27年6月29日	各会派改革提案事項の調整・検討、今後のスケジュールの検討
第3回	平成27年7月27日	改革提案事項の検討
第4回	平成27年8月10日	改革提案事項の検討
第5回	平成27年9月28日	改革提案事項の検討
第6回	平成27年11月2日	改革提案事項の検討
第7回	平成27年11月27日	改革提案事項一覧（検討期間別）の内容確認、改革提案事項の検討スケジュール、改革提案事項の検討（短期から）
第8回	平成27年12月8日	改革提案事項の検討
第9回	平成28年1月15日	改革提案事項の検討
第10回	平成28年2月19日	改革提案事項の検討
第11回	平成28年3月4日	改革提案事項の検討
第12回	平成28年4月27日	改革提案事項の検討
第13回	平成28年5月30日	改革提案事項の検討
第14回	平成28年6月15日	改革提案事項の検討
第15回	平成28年7月25日	改革提案事項の検討
	平成28年7月28日	逗子市議会視察（タブレットの利用について）
第16回	平成28年8月29日	改革提案事項の検討
第17回	平成28年9月28日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討
第18回	平成28年10月27日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討
第19回	平成28年11月25日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討
第20回	平成29年1月13日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討

(委員名簿)

(平成 29 年 1 月 13 日現在)

氏 名	役 職
高田 和登	委 員
浜中 順	副委員長
印南 修太	委 員
富松 崇	委 員
中嶋 勝	委 員
富永 訓正	委 員
鈴木 拓也	委 員
大塚 あかね	委 員
西川 美佐保	委 員
橋本 弘山	委員長
山崎 陽一	委 員
小宮 國暉	委 員
馳平 耕三	委 員
瀧島 愛夫	委 員
水野 義裕	委 員
門間 淑子	委 員

Ⅶ 羽村市議会改革推進委員会要綱

羽村市議会改革推進委員会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、羽村市議会改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、16人の委員をもって組織する。

2 委員は、正副議長を除く議員とする。

3 委員の任期は、議員の任期とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。